

官報

号外

昭和二十七年十二月二十日

第十五回 衆議院會議録第十七号

昭和二十七年十二月二十日(土曜日)

議事日程 第十六号

午後一時開議

第一 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
第二 湿田単作地域農業改良促進法案(青木正君外七十七名提出)

●本日の會議に付した事件
両院法規委員の辞任及びその補欠選挙

海外移民促進に関する決議案(今村忠助君外百三十一名提出)

日程第一 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 湿田単作地域農業改良促進法案(青木正君外七十七名提出)

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出)

農山漁村電気導入促進法案(松田鐵藏君外六十二名提出)

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号

兩院法規委員辭任の件

兩院法規委員の補欠選挙

特別委員の指名

海外移民促進に関する決議案

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案(内閣提出)
電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時三十二分開議
○議長(大野伴睦君) これより會議を開きます。

○議長(大野伴睦君) お諮りいたします。兩院法規委員川野芳滿君から委員辭任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(大野伴睦君) つきましては、この際兩院法規委員の補欠選挙を行います。

○久野忠治君 兩院法規委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(大野伴睦君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。議長は兩院法規委員に花村四郎君を指名いたします。(拍手)

○議長(大野伴睦君) さきに議決いたしました海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会及び行政監察特別委員会の三特別委員会の委員を指名いたします。委員の氏名は参事をして報告せしめます。

〔参事朗読〕

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

逢澤 寛君 青柳 一郎君

飯塚 定輔君 池田 清君

川野 芳滿君 木暮武太夫君

佐藤洋之助君 玉置 信一君

塚原 俊郎君 中山 マサ君

森 清君 森下 國雄君

亘 四郎君 石坂 繁君

白井 莊一君 武部 英治君

平川 篤雄君 松野 孝一君

受田 新吉君 田原 春次君

堤 ツルヨ君 田中 稔男君

帆足 計君 柳田 秀一君

大橋 忠一君

公職選挙法改正に関する調査特別委員

大村 清一君 押谷 富三君

菅家 喜六君 木村 武雄君

綱島 正興君 中野 武雄君

濱田 幸雄君 原 健三郎君

福井 盛太君 牧野 良三君

松岡 松平君 山崎 岩男君

亘 四郎君 石田 一松君

菅 太郎君 河野 金昇君

古井 喜實君 山本 桑吉君
竹谷源太郎君 前田 種男君
三輪 壽壯君 伊藤 好道君
猪俣 浩三君 森 三樹二君
只野直三郎君
行政監察特別委員

荒船清十郎君 菅家 喜六君

佐々木秀世君 篠田 弘作君

高木 松吉君 内藤 隆君

中田 政美君 中村 梅吉君

西村 直己君 丹羽喬四郎君

羽田武嗣郎君 明禮輝三郎君

山本 正一君 大森 玉木君

小畑虎之助君 高橋 長治君

中野 四郎君 山手 滿男君

田万 廣文君 前田榮之助君

矢尾喜三郎君 阿部 五郎君

久保田鶴松君 横路 節雄君

武知 勇記君

海外移民促進に関する決議案(今村忠助君外百三十一名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○久野忠治君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、今村忠助君外百三十一名提出、海外移民促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(大野伴睦君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号 海外移民促進に関する決議案

○議長(大野伴陸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

海外移民促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。今村忠助君。

海外移民促進に関する決議案

海外移民促進に関する決議

平和的独立国家として国際社会に復帰したわが国は、今や再び海外移住の道がようやく開かれる段階に至つた。政府は、国民のし烈なる海外移住の要望に、すみやかに総合的海外移住対策を樹立して、工鉱業者・農漁業者その他産業技術者の海外移民を促進し、世界各地の産業振興並びに未開発地域の開発に協力し、もつて人類の平和と幸福と繁栄とに貢献するよう努力すべきである。右決議する。

〔今村忠助君登壇〕

○今村忠助君 ただいま議題となりました、自由党、改進黨、両社会党、各派共同提案に基づき、海外移民促進に関する決議について説明いたします。まず第一に案文を朗読いたします。

海外移民促進に関する決議案

平和的独立国家として国際社会に復帰したわが国は、今や再び海外移民の道がようやく開かれる段階に至つた。政府は、国民のし烈なる海外移住の要望に、すみやかに総合

的海外移住対策を樹立して、工鉱業者・農漁業者その他産業技術者等の海外移民を促進し、世界各地の産業振興並びに未開発地域の開発に協力し、もつて人類の平和と幸福と繁栄とに貢献するよう努力すべきである。右決議する。

この提案の理由につきまして、趣旨弁明をいたします。

御承知のように、敗戦によりまして、わが国は東亞地域を初め世界各地から約七百万の海外同胞が引揚げて参つたのであります。また、敗戦は国土の四〇%を失ひまして、限られた四つの島に八千五百万以上の同胞を抱かなければならぬ状態となつて参りました。なお、昨年度においては自然増加百三十万を越えるという状態でありまして、今や日本民族は、小さな、この限られた島國に、窒息状態に置かれておると申しても過言でないと思つてあります。今国内的に産児制限のごとき消極政策もとられてはおりますが、これだけで人口問題は解決されるものとは思ひません。ことに農村を見まするに、二、三男の青年が就職するのにも道がなく、いろ／＼前途に暗い感じを与えておることも事実であります。

かようなときに、ようやく独立したし得ましたわが日本は、好意あるアメリカによつて移民法が改正され、来年一月一日からは、久しく待望しておつ

たアメリカへも、限られた数ではあります。移民として渡ることができるようになつて参りました。また、この十二月二十八日には、いわゆるブラジル移民が再開されまして、計画的移民として、十八家族、五十四名の人が、神戸の港から、さんと丸によつてブラジルに渡ることができるようになりました。かように考へて参りますと、実に敗戦によつて、まづたく移民問題というものは再出発しなければならぬ段階となつておるのであります。このときにあたつて、いわゆる戦前におけるごとき、各地の移民がいろいろの事情から排撃されたということがごときことが再び繰返されてはならぬと思つてあります。

われ／＼は、この移民再出発にあつて、まず第一、政府当局において、すみやかにこの問題を慎重に取扱うように、たとへば外務省の機構の中にも、この移民問題を専属に扱う局か部ぐらひは新たに設けてもらいたいと思つてあります。そうしてまた、この新しい移民問題の根本的施策をつくり上げるために、たとへば内閣に海外移民審議會のごときを設け、朝野の移民に関する権威を網羅いたして、いわゆる新移民政策とでもいふべきものを打立てる必要があるのではないかと考へるのであります。そうしてまた、移民問題は、幾つも小団体が分裂して取扱うがごときことがございますと、かつ

てブラジルにおいて、あるいはフィリピン、ダバオにおいて見た通り、いろいろの対立を見ることがあるのであります。そこで、この再出発にあつては、海外に渡航するのに、ぜひとも一つの力強い団体の手によつて送り出される必要があると、こう考へるのであります。すなわち、政府と表裏一体となつて海外移民の問題を処理するがごとき民間の中央機関の設置が必要であると、かように考へるのであります。それとともに、いわゆる海外事業センターとも申すべき——海外に行く人たちを送り出すのにも、また久しく海外にあつて祖国に帰つた人を迎えるのにも、この海外事業センターともいふべきところから出発し、また母國訪問に際しては、ここに帰つて来るといふがごとき施設も必要ではないかと考へるのであります。

また、海外に渡航する多くの人たちは、必ずしも金が十分あるというわけには参らぬと思つてあります。戦前におきましては、海外移民補助というやうなものが政府から行われておつたのであります。新時代に適應するやうに、これらの海外移民の支度金でありますとか、渡航費であるとかいふものを、何かの制度によつて貸し与えるという道を開かなければならぬと思つてあります。これには、移民金融公庫のごときものを設置する必要があるのではないかと考へるのであります。ま

た、ブラジルにおきましては、イタリアは、今次の戦争によつてブラジル政府から差押えられたところの金を、ブラジル政府と交渉いたしまして、ブラジルにおけるイタリア人の幸福のために、いわゆる厚生施設等の基金として、ブラジル政府から寄付を受けまして、一つの施設をいたしておると聞いております。わが国におきまして、正金銀行を初め、ブラジル政府から差押えられているところの資産があるのでありますから、イタリアの場合におけるごとく、ブラジル政府と折衝いたしまして、在伯同胞のために、この金が有用に使われるようにとりはからうことも必要ではないかと考へるのであります。

また、広く世界を見れば、未開発地域は世界にまだたくさんございます。これらのものが打捨てられていて、これらから今日でありますれば、国際連合にこれを訴へまして、世界の未開発地開発と人口問題の解決とが国際連合の手によつて行われるやうにして参つたらいかがかと思つてあります。これらのことも、政府はもとより、また民間のこれらの権威ある団体が、いろ／＼の形から折衝して実現を期する必要があるのではないかと、こゝ考へるのであります。また、できれば、年に一回海外同胞の代表者を日本に迎えまして、海外同胞の會議といふがごときものをも開く必要があるのではないかと考へるのであります。

はないか、そうすることによつて、世界各地と常時意思の疎通が行われ、日本国民が世界を家として発展して行くことのできる日が来るのだ、こう思うのであります。また、移民使節のごときものを世界各地に送りまして、アメリカやブラジルのごとき好意を持つてゐる国に対して感謝するとともに、新天地開拓の上に各国と折衝する必要があるのではないかと、考えるのであります。これには当然必要な予算措置も政府はしていただきたい、こう思うのであります。

敗戦によつて御破算になつたところのわが国の移民問題については、このブラジル移民渡航とアメリカ移民開始を契機といたしまして、政府は最善の努力をして再出発に十分の用意をしていただきたいと思ふのであります。同時にまた、民間の各種団体の結集によりまして、移民問題を取扱うところの団体をなるべく一団体に統合し、政府はこれに補助を与へまして、十分活動のできるようにしていただきたいと思ふのであります。かようにして、小さな島国の中に龐大な人口を抱いておるわが日本の多数の青年が、前途暗くして不安に陥つておる今日、世界を家として、平和に幸福に生活のできる光明を与へていただきたいと思ふのであります。これが本決議をいたす趣旨でございます。(拍手)

○議長(大野伴睦君) これより討論に入ります。石坂繁君。
〔石坂繁君登壇〕
○石坂繁君 私は、改進黨を代表いたしまして、ただいま議題と相なつておりまする海外移民促進に関する決議案に対しまして賛成の意思を表明せんとするものでございます。(拍手)
ただいま提案者から趣旨弁明のうちにお述べになりましたごとく、敗戦後の日本は、狭い領土に八千三百万人の国民が押し込められておる状況であります。しかも、毎年の自然増加は百七、八十万人となえられておるのであります。昭和四十年には約一億に達すれば、昭和四十年には約一億に達し、三十二年後には現人口の二倍に達すると言われているのであります。しかるに、今日におきまして、これを養う食糧は内地で自給できず、毎年約二千万石程度の米を外国より輸入しておる状況であります。今や、わが国の人口、食糧問題は、実に当面の深刻なる問題となつて参つたのであります。
この人口、食糧問題解決のために、種々の方法が急速に講ぜられなければなりません。あるいは産児制限のごとき、あるいはまた開墾、干拓、土地改良等による総合的国土計画の推進による耕地の改良造成等、これらの方法があげられるのであります。現に、政府が食糧自給促進法案を立案し、十箇年間に食糧の自給を達成することを目標といたしまして、昭和二十八年から三十二年までの間の五箇年間に米麦合計で千七百五十万石の増産をする計画を立てておられますというようなことは、まことに適當な措置でありますけれども、しかし、おのずから限度があり、また種々の困難を伴つておるのであります。しかるにまた、海外より引揚げました三百余万人の一般の引揚者は、この狭隘なる国土に受入れられることができず、優秀なる技術、経験を生かすことができず、不遇の境地に置かれておるのであります。一方、農村の現状は、農地改革によつて、農地は一且耕作農民の手に帰しましたけれども、相続法が均分相続の建前をとつておる等の原因によりまして、農地は再び零細化せんとし、耕すに土地なく、他に自立すべき職なき三百万以上の二、三男は暗い前途に悩んでおり、ここに日本農村の前途の困難なる問題が胚胎しつつあるのであります。すなわち海外移民問題が真剣に取上げられるゆゑでございます。

安といたしまして、昭和二十八年から三十二年までの間の五箇年間に米麦合計で千七百五十万石の増産をする計画を立てておられますというようなことは、まことに適當な措置でありますけれども、しかし、おのずから限度があり、また種々の困難を伴つておるのであります。しかるにまた、海外より引揚げました三百余万人の一般の引揚者は、この狭隘なる国土に受入れられることができず、優秀なる技術、経験を生かすことができず、不遇の境地に置かれておるのであります。一方、農村の現状は、農地改革によつて、農地は一且耕作農民の手に帰しましたけれども、相続法が均分相続の建前をとつておる等の原因によりまして、農地は再び零細化せんとし、耕すに土地なく、他に自立すべき職なき三百万以上の二、三男は暗い前途に悩んでおり、ここに日本農村の前途の困難なる問題が胚胎しつつあるのであります。すなわち海外移民問題が真剣に取上げられるゆゑでございます。

翻つて、広い世界を見渡しますれば、未墾、未利用の広大な土地が、今日なおそのまま放置せられておるのであります。これらの土地は、世界人類の幸福のために、世界人類の繁栄のために開発利用せらるべきであります。ここにおきましてか、海外移住促進の問題は、わが日本にとつての喫緊の要事であるばかりでなく、実に世界人類の繁栄のために不可欠の事業であるといわなければなりません。但し、この場合において、受入れ国の事情と感情とを深く考慮すべきはもちろんであります。

また、今後の移民は、従来の移民と本質的に異なるものがなければなりません。それは、いわゆる出かせぎ根性の移民であつては相ならず、いわんや、帝國主義の手先、侵略主義の先驅であつては断じて相ならぬのであります。(拍手)
それは、新しい日本よりの平和の使者であり、親善の使節といふべきものでなければなりません。そうして、どこまでも現地に同化し、現地の繁栄に寄与いたしながら、みずからの幸福と繁栄とを求めて精進努力するものでなければなりません。かくて初めて、新しい日本人が世界の至るところで歓迎されるのであります。私は真にかくあるべきことをこいねがうものであります。今後の移住者にこの信念を堅持することを望むものであります。

最近、日本人の海外移民の道がようやく開けて参りましたことは、私のきわめて喜ぶところであります。来る十二月二十八日神戸発予定のさんとす丸でブラジル向け出帆いたします。アマゾン地方ジュート栽培、十八家族、五十四名の農業移民計画の発表がありますや、国民の中には、あたかも南米の天地に新たな希望を発見いたしましたこととく、非常に応募者が多かつたと聞いております。私の熊本県のごときは、三家族の割当に對しまして三百家族の申込みがあつたのであります。これによつて見ましても、国民の進取の氣象と熱情を知ることができると思ひます。政府はよろしく、かくのごとき国民を指導し、啓発し、また助成して、できるだけ多くの人を送り出して、私の言うところの新しい移民の理想と使命を達成せしむるに遺憾なきを期さなければならぬと思ひます。(拍手)聞くとこころによりますれば、政府は、明二十八年度の移民送出計画におきまして、主として南米方面でありますけれども、開拓移民として八千人、呼寄せ移民として二千人、そしてまた、これらの地域以外に一万人の送出計画ができておるようであります。

〔議長退席、副議長着席〕

しかし、これはいわゆる当方の計画であつて、必ずしも受入れ側の間に十分の協議が熟しているとは言えない節があるようであります。ゆゑに、政府は、この計画が実施できるように、すみやかに、十分に協議を遂げられたいのであります。

さらに申したいことは、単に前述の国ばかりではなく、また農業移民や雇用労働移民ばかりではありません。わが国は、すべからず東南アジア諸国との間にすみやかに親善友好を回復し、この地方の開発に十分に協力すべきであります。これがために必要な農

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号 海外移民促進に関する決議案

二三八

業、漁業の技術者、鉱工業その他の優秀なる技術者は何れでも送ることができるのであります。政府はよろしく、この点におきまして十分に手段を尽すべきであります。すなわち、現下日本の当面せる人口、食糧問題解決のために、さらにまた新しい日本の理想実現の一助として、もつて人類の平和と幸福と繁栄とに寄与協力すべく、政府において、日本民族の海外移住促進のために、すみやかに有効適切な方途を講ずるの必要を痛感いたすものでございます。

以上の理由によりまして、私はこの決議案に賛成するものでございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 田原春次君。

(田原春次君登壇)

○田原春次君 私は、日本社会党右派を代表し、次に述べる三つの理由に立ちまして、本案に賛成するものであります。

第一は、世界の未開発地帯を開拓する能力と実績あるは日本人のみであるということでございます。これは、ハワイ七十年、北アメリカ六十年、南アメリカ五十年の日本人移民史に見れば明瞭であります。北米では、フレスノやインベリアル・ヴァレーのような不毛の砂地にくわを入れて、マリアアと闘い、心なき白人の排日妨害の中に着々と開墾し、遂に見渡す限り青一色のレタス中心地となし、サンキスト・オレ

ソジ畑としたのは、実に日本人の血と汗と涙であつたのであります。一方、南米でも、ブラジルの原始大森林におのを入れ、微毒にも似たフェリダグラボウに冒されつつ、コーヒー耕地をつくり、あるいはアマゾン川にジュート麻農園をつくり上げしものも、これまたイタリア人にあらず、ドイツ人にあらず、実に日本人であつたのであります。その他、アルゼンチンの綿作地、パラグアイの綿作地、ペルーの綿作地など、いずれも白色人種が投げ、あるいは逃げたあとを、わが日本人が引継ぎまして、遂に成功し、その国を富ませておる実情は、皆様も御承知の通りであります。

なお、ここに特に強調せねばならぬことは、この南米、北米六十万の日本人は、移住地において、よくその国の法律を守り、宗教心に厚く、また誇るべきことは、いまだかつてこれらの日本人の中に詐欺や強盗といった破廉恥犯が出ていないということでありまして、ギャンブル専門のような南ヨーロッパからの移民に比べまして、実に誇るべき模範移民であるというところは、日本人を好まざる外国人といえども、この実績を知つておるのであります。もつとも、ブラジルの日本人の中には、母国の勝利を信ずる者と、敗戦の実情を知つておる者との間に少しくごたごたがありました。これとて、まったく日本人内部のことでありまして、

一般ブラジル人には何らの損傷を与えていないのであります。アメリカのいわゆるポインント・フォア政策、あるいはイギリスのロンボ計画等、資本は別といたしましても、技術や労力の点に至りますと、結局日本人以外には、勤勉、忠実、かつくふう改良の能力ある移民のないことを私ども信ずるのであります。世界は、今あらためてこの日本人を見直し、各自の国の未開発地域へ、腕を広げて日本人を大量に迎えるべきだと信ずるのであります。

第二は、海外移民の実現こそが人口、食糧問題解決のきめ手であるということでありまして、産卵制限を悪いとは言いませんが、これを実行したものは都市の一部のインテリでありまして、全国津々浦々の熊さん、八さんは、年々ふた子などを産みまして、総人口はかえつて百五十万ずつふえておる状態でございます。あと十年もたてば、おそらく一億になるだろうといわれております。今でさえ主食の不足が二千万石といわれておる。十年後、一体どうして一億の国民に食わして行くで

ありましようか。吉田内閣はあすにも倒れるから、十年後のことは考えなくてもいいと、もし自由党の人が考えておるならば、国民全体としては、これは納得のできないことでありまして、よろしく十年の計画を立つべきものであると考えるのであります。

満州事変も、支那事変も、その原因は種々ありますが、この日本特有の人口、食糧問題が遠因の一つであつたことは、西洋人といえども肯定しておるものであります。戦争には負けましたが、戦争に負けたということと、人口、食糧問題の解決とは別でありまして、私どもは、勝つた国々に対して、あくまで日本民族の生存のために移住地を開放すべしという強い要求をすべきものであると思つております。吉田首相は、講和会議に際して、調印の交換条件に、何ゆえにこの日本人の海外移住についての約束を実行しなかつたか、私どもはいまだに納得することができない。

元来、外務省は、昔から移民の問題については非常に軽く扱ふ悪風がありまして、外交官の配置につきましても、フランスとか北米には重点を置きますが、中米、南米、東南アジア等を軽く扱つておるのであります。一体、今日の日本外交は、民族の自立経済から見まして、何よりも人口、食糧問題の解決を第一に考えるべきであると考えます。相手の国が日本人を大歓迎するといふときになつては、もはや外交といふものがないのであります。今日、日本人の受入れに難色を示しておるときこそ外交といふものがあると考えるのであります。(拍手)従つて、外務省は、今からあらゆる手を打ちまして、一万人はおろか、十万人で

も二十万人でも、将来年々日本人が海外に出られるように、万般のくふうをすべきものであると私どもは考えております。

第三は、移民政策を中心に各省の横の連絡を強化すべきものであるという点でございます。明年度の移民計画を見ますと、南米では、上塚地区のアマゾンに三百五十戸、松原地区の中部ブラジルに二百戸、宮坂地区のブラグアイ共和国に百二十戸となつており、さらに南太平洋の仏領ニューカレドニアには二千人の金属鉱山労働者を約束しており、アチゼンソンその他への呼寄せ移民がおおよそ二千人と想像され、合計一万人に上ると見られておりますが、これを輸送すべき船はありません。わずかに、さんとす丸一隻であります。が、これとて、キャパシティはわずかに五十余名であります。一年に三航海するといつたとしても、二百人足らずの輸送量しか持つていないのでありますから、これはまた、せつかく一万人の移民契約をとりまして、オランダ船その他の外国船を雇わざるを得なくなり、惜しい外貨をこれらの外国船に支払わねばならない状態に陥るのではないかというところを、私ども心配しておるのであります。従つて、政府はよろしく、移民輸送に關しましては、今より移民船の建造を奨励し、一面また渡航旅費につきましては、今村君も話をしていただきましたように、かり

に移民金庫のようなものをつくりまして、政府が全額出資する、その十倍程度の債券の発行を認めまして、この債券は、現に海外各国におりまする、成功せる六十万の日本人諸君にも買わせる等の手を打つことによりまして、豊富なる資金をもつて急速大量の移住計画を立てなければならぬと考えるのであります。すなわち、移住協定は外務省がやり、輸送は運輸省で万般の対策を練り、農民は農林省、技術者は通商産業省、渡航費は大蔵省、あるいは衛生については厚生省、移住教養講習は文部省等、おの／＼各省に大がかりの協力を必要とするのみならず、さらに内閣には学識経験者による移住国策審議会のごときものを設置すべきものであると思ひます。

以上の三点の実行を強く要望いたしまして、本案に賛成する次第でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 福田昌子君。

〔福田昌子君登壇〕

○福田昌子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました海外移住促進に関する決議案に賛意を表するものでございます。

すなわち、一つには、敗戦によりまして四割三分の領土を失ひ、さなきだに狭い国土、この乏しい資源に、外地からの引揚者も加えて、今日すでに八

千四百万に及ぶ龐大な人口をかかへ、さらに年間二百六十万の出生があり、ことに最近、公衆衛生の向上によりまして、日本人の寿命も戦前に比べて十数年延びるというような喜ばしい現象と相まちまして、非常なる労働人口の増加を来しておるのでございます。

この現実の過剰人口に対します対策として、また食糧対策の一助といたしまして、二つには、世界の平和と諸国民の生活水準の向上のために——と申しますのは、すなわち、今日世界各国の文化生活水準なるものはきわめて不均衡であり、ことに世界には労働力の不足と過剰とが同時に併存いたしております。このアンバランスを是正いたしまして、世界の各国の供給と需要を適合させますためには、ぜひ適度の国際移住というものが必要であると考へるのであります。この二点からいたしまして、私はこの海外移住促進に賛意を表するものでございます。

しかしながら、ここに私は、日本人の海外移住なるものが、今日この促進決議案をここに上程いたさねばならぬいかに、なぜ困難であるかということを考えてみる必要がございます。それには、何と申しまして、一つには、日本の結びついた講和がきわめて変則的な講和であり、従つて、歴史的、地理的に見まして最も友好的でなければならぬ中国など、今日なお講和

のわく外に残し、東南アジアの諸国さえ、反省と自主性のない日本の外交政策のために、(拍手)日本及び日本人に對しまして、きわめて懐疑的であることとでございます。従ひまして、海外移住なるものは、日本国民のあつての熱望であるにもかかわらず、終戦以來、わずかにアルゼンチン、ブラジルなど、先住在留邦人の呼寄せ移住といひまして、ほんの少しばかりの移住が今日まで実現したのみでございます。

今年度になりまして、年末から初めてブラジルやパラグアイ、アルゼンチンその他の南米に向つて新しい開拓移住が実現できそうな状態に相なつたにすぎないのでございます。もちろん、最近まで日本は占領下に置かれており、移住問題は、それゆゑに、むしろ今後にある大きな問題と言へましよう。しかしながら、イタリヤなどは、講和を迎へました直後に、龐大な南米への移住政策に成功いたしましたことを考へ合しますれば、日本の移民政策の不成功なるものは、一に日本の外交の自主性の欠如と、政府自体の移民政策に對します機敏性と熱意の欠如に責任があると言わなければならぬのであります。(拍手)

さて、かりに政府の外交政策の英断によりまして、これらの条件が早急に改革され、各国の友好関係が回復いたしましたして、移住が国民の熱望ほどに成

功したといひましたとしても、移住に要しますところの当面の準備費、渡航費、その他財政支出の問題、船舶の問題等を考えますれば、さらにまた従来の移住の実績から考へ合せますると、すなわち戦前最も移住の多かつた昭和十二年の実績を考へましても、満州への移住を含めて、わずかに年間二十万にすぎなかつた。この実績を考へますと、今後の移住の実績も、決してこの数を上まわる成績には出ないであらうということが考えられるのでございます。

さういひましたますれば、自然増加百六十万もある日本の過剰人口に對する対策といたしましては、この移民政策なるものは、これのみにては、あまりにも多くの効果を期待することができない政策と言わなければならぬのであります。(拍手)

私も、今日、日本の過剰人口に對します解決策にもなり、さらにまた日本の国民生活の向上と安定のために最も緊要な政策なるものは、移民政策よりも、むしろ諸対国との貿易の発展、東南アジアとの貿易の促進、さらにさらに大切なことは、隣邦中国との貿易の再開であらうと考へておるのであります。(拍手)今日、少くとも中国貿易だけでも戦前並に回復いたしたといひますれば、これはまさに人口扶養力の非常なる増大となり、日本経済の発展と相まちまして、実質的にはま

さに五百万から一千万の移住にも匹敵し得るような大きな成績を上げることができるのであります。(拍手)私は、かかる意味におきまして、人口過剰に對する対策といたして、一応移民政策に賛成いたしますが、それよりも、むしろ東南アジアの貿易の発展、中国との貿易の再開こそ先決問題であり、肝要であるといふことを政府に指摘いたしまして、この海外移住促進の決議案に賛意を表するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣岡崎勝男君。

〔岡崎勝男君登壇〕

○岡崎勝男君 政府といたしましては、ただいま採決されました決議の趣旨に沿つて一層の努力をいたします。なお、政府としてできるだけ多くの移住を送出いたしたいことは申すまでもありませんが、それは、わが人口問題の解決というような一方的目的のためばかりでなく、相手国の

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

二四〇

産業開発に貢献することによつて、われも利益を受けるといふような、こゝういふ趣旨を第一義として、相手国がわが移民を強く歓迎するようにいたしたいのであります。

当面の方針といたしましては、移住地のよき住民となるような、十分精選され、かつ教養を持った優秀な移民を

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「 在連合王国日本国大使館

連合王国 ロンドン

を

在連合王国日本国大使館
在中華民国日本国大使館

連合王国 ロンドン
台湾 台北

に、

在ジュネーヴ日本国総領事館

スイス ジュネーヴ

を

在ジュネーヴ日本国総領事館
在ジャカルタ日本国総領事館
在ラングーン日本国総領事館
在ヘルシンキ日本国総領事館
在ロンドン日本国総領事館
在ブレトリア日本国総領事館

スイス ジュネーヴ
インドネシア ジャカルタ
ビルマ ラングーン
フィンランド ヘルシンキ
連合王国 ロンドン
南アフリカ連邦 ブレトリア

に、

在スラバヤ日本国領事館

インドネシア スラバヤ

を

在スラバヤ日本国領事館
在リマ日本国領事館

インドネシア スラバヤ
ペルー リマ

に改

める。

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

の予算を計上し、御趣旨に沿うよういたす考えであります。

平和条約発効後、すでにアルゼンチンには約三千名、ブラジルには約一千名の移民が出ましたほか、昭和二十五年以来、南方アジア諸国には約一千名の技術者を出しております。今後、これら移民のための政府機関、民間機関、あ

るいは金融機関等の構想に対しましても十分考慮をいたします。なお、将来適當の機会を得まして、相手国との間の移民協定の締結や、国際機関に関する要請等の対外措置をも講じ、積極的に移民の増大をはかるよう努力いたす考えであります。(拍手)

別表大使館の項中

連合王国 一八、三〇〇 一一、五〇〇 一一、〇〇〇 八、八〇〇 七、

七〇〇 六、六〇〇 五、七八〇 四、九五〇 四、一三〇 三、五八〇 三、〇三〇 二、七五〇 二、

五〇〇 二、二五〇 一八、三〇〇 一一、五〇〇 一一、〇〇〇 八、八〇〇 八、八〇

中華民國 一四、五〇〇 一一、二〇〇 一一、〇〇〇 八、八〇

七、七〇〇 六、六〇〇 五、七八〇 四、九五〇 四、一三〇 三、五八〇 三、

七、七〇〇 六、六〇〇 五、七八〇 四、九五〇 四、一三〇 三、五八〇 三、

〇三〇 二、七五〇 二、五〇〇 二、二五〇 一一、〇〇〇 八、八〇〇 七、七〇〇 六、六〇〇 五、

に改め、総領事館の項中「ジュネー

七八〇 四、九五〇 四、一三〇 三、五八〇 三、〇三〇 二、七五〇 二、五〇

ジュネーヴ
ジャカルタ
ラングーン
ヘルシンキ
ロンドン
ブレトリア

一一、〇〇〇 八、八〇〇 七、七
一〇、四五〇 八、三六〇 七、三
一一、〇〇〇 八、八〇〇 七、七
九、二四〇 七、三九〇 六、四
一一、〇〇〇 八、八〇〇 七、七
九、二四〇 七、三九〇 六、四
九、二四〇 七、三九〇 六、四

に改め、領事館の項中

スラバヤ

九、

に改め、領事館の項中

スラバヤ

九、

昭和二十七年十二月三日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長大野伴睦殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔谷川昇君登壇〕

稱及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律が制定せられ、これに基いて在外公館が設置せられ、また給与額も定められたのでありますが、その後相手国との交渉により、七つの在外公館、すなわち在中華民國日本国大使館、在ジヤカルタ、在ラングーン、在ヘルシンキ、在ロンドン、在ブレトリアの各日本国総領事館及び在リマ日本国領事館を増置する必要が生じたので、前述二法律の一部を改正せんとするものであるとのことであります。

次いで、委員と政府当局との間に質疑応答が行われましたが、その間にお

きまして、田中稔男君外二名より、本改正案から在中華民國日本大使館の項を削除する修正案が提出せられました。

しかして、質疑応答を終了し、討論はこれを省略いたしましたして、まず右修正案について採決を行いました結果、起立少数をもつて否決せられました。

続いて原案について採決を行いました結果、起立多数をもつて本件を可決いたしましたのでございます。

右報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 討論の通告があります。これを許します。帆船計君。

〔帆船計君登壇〕

○帆船計君 私は、台湾への大使館設置反対の趣旨をもちまして、日本社会党を代表して、本修正案に反対の意を表明するものでございます。

御承知のごとく、東洋の古い文化の国たる日本と中国とは、地理的にも歴史的にも、はたまた文化的にも経済的にも、宿命的に結びつけられておるのでございます。その宿命の深さは天の定めともいうべきものでありまして、人がほしのままに切離し得るものではないのでございます。今日、中国とは四億七千万の人口を擁する中華人民共和国でございます。日本と中国とは、不幸なる長き戦いのあとを受けまし

2 左に掲げる政令は、廃止する。

一 在外公館増置令(昭和二十七年政令第三百三十六号)

号

に改め、備考一の番号及び備考二を削る。

三、〇四〇	二、五七〇	二、三四〇	二、一三〇	一、九一〇	を	<table><tr><td>リ</td><td>スラバヤ</td></tr><tr><td>マ</td><td></td></tr></table>	リ	スラバヤ	マ	
リ	スラバヤ									
マ										
		九、三五〇	七、四八〇	六、五五〇	五、六一〇	四、九				
		九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二				
一〇	四、二一〇	三、五一〇	三、〇四〇	二、五七〇	二、三四〇	二、一三〇				
〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、一二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二三〇				

て、いまだに正常な関係にありませんことは痛惜にたえないことでありますけれども、これは双方の努力と善意の交渉によつて解決できることであります。打ちかちがたき困難ではないのでございます。(拍手)現に、インドも、インドネシアも、ビルマも、パキスタンも、日本を除くほとんどすべてのアジア諸国は、新中国と友好善隣の関係を保つておるものが、これを立証してあまりあるのでございます。これは同時に、中日友好の障害が必ずしもイデオロギーのみに起因するものではなくして、その一半は——米國政府の圧力と、平和外交についての日本政府の熱意の不足と、その保守的性格によるものが少くともその一因でありますことは、否定すべくもない事実であります。(拍手)にもかかわらず、日本政府が目前の利害にとらわれ、焼きいもほどの台湾一つに目がくれて、渺たる一亡命政権を中国人民代表として承認し、中国四億七千万民衆の反感を買つておられますことは、まことに遺憾なことであるのみならず、論理學の初步をもわきまえない不条理なことでありますのみならず、大局より見まして國運を顧るものはなしなものと思ふものでございます。(拍手)

との友好並びに經濟提携なくしては絶対に見出し得ぬことが痛感されるのでございます。かかる意味におきまして、わが党は、かねて台湾政権承認という輕率なる行為に對しましては絶対に反對の立場をとり、イギリス、インドその他の諸國と同様に、中国四億七千万の人民を代表する中華人民共和國と正常なる平和外交、友好の關係を結ぶための努力の必要を強調するものでございまして、(拍手)かかる意味合いから見まして、この際台湾に大使館を設けますことには絶対に反對の意を表明するものでございまして、(拍手)日本政府といたしましては、すでに台湾政権を承認いたしましたあとでありますから、いたし方ないではないかという理由でありますならば、台湾に連絡事務所程度のものを置けばよいのであります。あえて大使館を置くまでのことはないのであります。みずから卑しめて人これを卑しむといひますけれども、日本が渺たる台湾に期待し得るものは、バナナと砂糖をおいて以外に何があるでしょうか。(拍手)祖国日本がアジアに求める平和と友好の道は、いかにイデオロギーの矛盾がそこにあり、歴史的発展段階の相違がそこにありましようとも、いかなる困難の課題がそこに横たわつておりましたとも、六千年の文化を持つこの偉大なアジアの民族の子たる中国と語り合

い、相互に理解の道を忍耐強く探し求めること以外に、いかなる道が残されておるでございましょうか。(拍手)過日、私は親しく北京、上海、漢口、広東等を訪れまして、つぶさに新中国の姿を見ましたけれども、ふるさとの皆様方に、私は声を上げて、これらの風景を申し上げたいと存じました。北京の町はすでに清潔になりました。はえも、かも、一匹もおりました。諸君よ、驚くべきことでありますけれども、魔の都上海といわれたその上海に、一人の浮浪児もなく、一人の売笑婦もないという姿を見たときに、私は奮然としてえりを正してこの問題の本質を見、世間で、敵を知りおのれを知つて百戦危うからずという言葉があらうけれども、あえて隣邦中國を敵と言われないにしても、事実を事実として國策を立てねばならぬことの必要を痛感したのであります。黄河、揚子江は、驚くべきことには治水の仕事が七割五分まで進み……(うそを言え。と呼ぶ者あり)うそではありません、事実であります。そうして三箇年間につくり上げた堤防は、高さ一メートル、幅一メートルに換算いたしますと、地球を二十四回まわるほどの治水の仕事をしております。実に四億七千万人民の動きというものは驚くべきものでございまして、肅然としてえりを正し、祖国の運命と外交の調整

に對して心を深く用いねばならぬ必要を痛感したのでございます。

しかるがゆえに、私は、ここにアジアの永遠の平和と中日兩國民族の友好のために、台湾亡命政権の承認が日本國民の心からの声でないことを明らかにし、日本國民の心からなる願ひは中國四億七千万人民と平和と友好の關係を結ぶことにあるという事実を明らかにして、ここに日本國民大衆の圧倒的多数の中日友好の意思を、國の最高機關でありますところの國會の速記録にとどめ、將來へのあかしと備えにいたしたいと思うのでございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 湿田単作地域農業改良促進法案(青木正君外七十七名提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第二、湿田単作地域農業改良促進法案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林委員長坂田英一君。

湿田単作地域農業改良促進法案
湿田単作地域農業改良促進法

(目的)

第一条 この法律は、湿田であるために農地としての利用率が低くて農業生産力が劣つてゐる地域につき、総合的な計画に基いて農地の改良及び農業技術の改善を最も効果的に、もつて食糧その他農産物の生産の急速な増進に寄与することを目的とする。

第二条 農林大臣は、湿田単作地域農業改良促進対策審議会の議決を経て、湿田であるために農地としての利用率が低くて農業生産力が劣つてゐる地域を含む都道府県の区域の全部又は一部を湿田単作地域として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県の知事に通知しなければならぬ。

3 前項の通知を受けた都道府県知事は、農林大臣が湿田単作地域農業改良促進対策審議会の議決を経て定める基準に従ひ、第一項の指定に係る地域内において湿田であるために農地としての利用率が低くて農業生産力が劣つてゐる市町村の区域の全部又は一部を湿田単作地区として指定する。

4 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該市町村の長に通知しなければならない。

(市町村長の定める農業改良計画)

第三条 前条第四項の通知を受けた市町村長は、同条第三項の指定に係る湿田単作地区についての農業改良計画を定め、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により、農業改良計画を定めるには、あらかじめ、当該市町村農業委員会及び当該地区内にあるかんがい、排水施設その他農業用施設を管理する者の意見を聞かなければならない。

(都道府県知事の定める農業改良計画)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の農業改良計画を参し、よくして、湿田単作地区についての当該都道府県の農業改良計画を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

(農林大臣の定める農業改良計画)

第五条 農林大臣は、前条の農業改良計画を参し、よくして、湿田単作地域農業改良促進対策審議会の議決を経て、湿田単作地域についての国の農業改良計画を定め、これを当該都道府県知事に通知しなければならない。

2 政府は、毎年度国の財政の許す範囲内において、前項の湿田単作地域における農業改良計画に基づく農業改良事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

3 政府は、毎年度、第一項の湿田単作地域における農業改良計画に基づく農業改良事業を実施するために必要な資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(都道府県知事の定める農業改良計画の変更)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の通知を受けたときは、第四条の規定により定めた当該都道府県の農業改良計画を必要に応じて変更し、当該市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の定める農業改良計画の変更)

第七条 市町村長は、前条の通知を受けた場合に必要があると認めるときは、第三条第一項の規定により定めた当該市町村の農業改良計画を変更することができる。この場合には、第三条第二項の規定を準用する。

(事情の変更による農業改良計画の変更)

第八条 農林大臣、都道府県知事又は市町村長は、国、当該都道府県又は当該市町村の農業改良計画を

定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、農業改良計画を定める場合の例により、その定めた農業改良計画を変更することができる。

(農業改良計画の内容)

第九条 農業改良計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 かんがい、排水施設、農業用道路その他農地の保全若しくは利用上必要な施設の施設、廃止若しくは変更、区画整理、客土、埋立その他の農地の改良に関する事項

二 農業技術の改善その他農業生産に関する事項

2 前項の計画は、立地条件、農業技術発達程度、労働力その他の諸条件を総合的に勘案して事業の経済的効果を最大に発揮するようなものでなければならない。

(事業の実施)

第十条 第三条から前条までに規定する農業改良計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、都道府県その他の者が実施するものとする。

(湿田単作地域農業改良促進対策審議会の設置及び権限)

第十一条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その

他湿田単作地域における農業改良促進に関する重要事項を調査審議するために、農林省に湿田単作地域農業改良促進対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、湿田単作地域における農業改良促進に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第十二条 審議会は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する委員二十五人以上以内で組織する。

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員の中から参議院が指名した者 三人

三 地方自治庁次長

四 大蔵事務次官

五 農林事務次官

六 経済審議庁次長

七 都道府県知事 二人

八 都道府県議会議長 二人

九 市町村長 二人

十 市町村議会議長 二人

十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百七十八号）による大学の教授 二人

十二 農業者の団体を代表する者 三人以内

き任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十三条 この法律で政令に委任するものの外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、命令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失う。

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号 農林漁業金融公庫法案外一件

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中急傾斜地帯農業振興対策審議会の項の次に次の一項を加える。

湿田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	湿田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
--	--

湿田単作地域農業改良促進法案(青木正君外七十七名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔坂田英一君登壇〕

○坂田英一君 たいだいま議題と相なりました、青木正君外七十七名提出、湿田単作地域農業改良促進法案につきまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

周知のごとく、わが国農業はいわゆる集約的零細耕作で、全国農家一戸当り平均耕作面積は八反歩にすぎないのでございます。従いまして、今後におきます農業生産力を高め、農家経営の高度化を促進するには、既耕地の徹底的利用をはかりまことが最も肝要であります。しかるに、現在わが国の

水田面積約三百万町歩のうち約六十九万町歩は、常時排水不良の湿田地域であつて、関東のほか、広く各地に分布してはいますが、これらの地域は、農地が湿潤のため生産力が低く、畜力導入はもちろん、農耕作業もきわめて困難で、病虫害もまた常に発生する等、低位生産の状態にありますことは、まことに遺憾にたえません。よつて、これらの湿田地域に対し、その特殊性を考慮に入れた農業改良計画を強力に促進して農業生産条件を整備し、二毛作、三毛作を推進いたし、裏作物、工業作物または有蓄農業の導入等を可能にし、食糧の飛躍的な増産と農家経済の安定をはからんとするものが、本法案提出の理由であります。

次に本法案の要旨を申し上げますと、第一点、湿田地域に対し灌排水、区画整理等を計画的に施行するとともに、あわせて農業技術の改善を行う等、総合的計画を実施いたし、農業生産力の高揚を最も効率的に行い、もつて食糧その他農産物の急速な増産に寄与するといふ目的を明記いたしましたこと。第二点、湿田単作地域の指定、市町村長、都道府県知事及び農林大臣の定める農業改良計画並びにその改良計画の変更等の事項は、いずれも積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に準じて規定いたしましたこと。第三点、湿田単作地域農業改良促進対策審議会を設置することとしたこと。第四

点、農業改良計画の内容を規定いたしましたとともに、その計画は立地条件、農業技術発達程度、労働事情その他諸条件を総合的に勘案して、事業の経済的効果を最大限に発揮するようにいたしましたことでございます。

本法案は、去る十二月十二日、本委員会に付託となり、同日、提案者を代表して青木委員より提案理由の説明がございました。次いで十六日、十八日、十九日の三日間にわたり質疑を行いましたところ、改進黨金子、平川両委員、社会党井上、川俣委員並びに社会党足尾、芳賀両委員の各委員から、本法案施行に要する予算の裏づけ、湿田の定義及び地域指定の基準、また第十六国会に提出を予想されている食糧増産促進法案並びに現行土地改良法との関係等に関して御発言がございましたが、詳細は速記録についてごらんを願いたいと思ひます。

昨十九日、質疑を終了、討論を省略、採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次いで、社会党井上委員から、本法案に対し次のごとき附帯決議を付したことの動議が提出されました。すなわち

政府は、食糧自給度の向上のため、現行土地改良法を再検討し、総合的な農業計画のもとに土地改良事業

の効率的な実施をはかるべきであるが、とりあえず、本法の施行に当つては、指定基準面積をできるだけ下げ、湿田単作地域の指定範囲を最高限度に拡大すべきである。これを採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(若本信行君) 採決いたしました。本法案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本法案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出)

農山漁村電気導入促進法案(松田鐵藏君外六十二名提出)

○久野忠治君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、野原正勝君外五十六名提出、農林漁業金融公庫法案、松田鐵藏君外六十二名提出、農山漁村電気導入促進法案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農林漁業金融公庫法案、農山漁村電気導入促進法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長坂田英一君。

農林漁業金融公庫法案
農林漁業金融公庫法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 業務(第十八条―第二十一条)

第四章 会計(第二十二條―第二十八條)

第五章 監督(第二十九條―第三十一条)

第六章 補助(第三十二條―第三十四条)

第七章 罰則(第三十五條―第三十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

(法人格)

第二条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を東京に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、農林漁業資金融通特別会計の廃止の際におけるその資産の価額から負債の金額を差し引いた額と第三十二条第五項の規定により、政府の米国対日援助見返資金特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、農林漁業金融公庫という名称又はこれに類

する名称を用いてはならない。

(法人に関する規定の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(理事の代表権の制限)の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に、役員として、総裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の事務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 総裁及び監事は、内閣の承認を得て主務大臣が任命する。

2 理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 総裁、理事及び監事の任期は、四年とする。

2 総裁、理事及び監事は、再任されることができる。

3 総裁、理事又は監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格事項)

第十二条 左の各号の一に該当する者は、総裁、理事又は監事となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)又は地方公共団体の職員の職員

二 政党の役員

(役員の兼職禁止)

第十三条 総裁、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 総裁は、公庫の職員のうちから、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公庫の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 公庫の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、農業(畜産業及び養蚕業を含む。)林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人(以下「農林漁業者」という。)に対し、左に掲げる資金の貸付の業務を行う。

一 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

二 造林に必要な資金

三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金

四 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金

五 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

六 製塩施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

八 前各号に掲げるものの外、農

林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

2 前項各号に掲げる資金の貸付の利率、償還期限及び据置期間は、別表の範囲内で公庫が定める。

3 公庫は、第一項に掲げる業務の外、第三十二条第一項及び附則第六項の規定により承継した権利義務並びに第三十三条の規定により譲り受けた債権の処理に関する業務を行うことができる。

(業務の委託等)

第十九条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他の金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託者」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、公庫の貸付に係る債権につき、債務の保証をすることができる。

(業務方法書)

第二十条 公庫は、業務開始の際業務方法書を定め、主務大臣に提出

し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付に関する業務の方法

二 業務委託の基準

(事業計画及び資金計画)

第二十一条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十二条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十三条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会

計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十四条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができ。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができ。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができ。

4 第一項に規定する場合を除く外、公庫は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用等)

第二十五条 公庫は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付)

第二十六条 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対

し貸付に必要な資金を交付することができ。

(会計帳簿)

第二十七条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第二十八条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができ。

第五章 監督

(監督)

第二十九条 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(役員(の解任))

第三十条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く命

令又はこれらの法令に基いてする主務大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、總裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十一条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

但し、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(日本開発銀行からの農林漁業者に対する貸付に係る債権等の承継)

第三十二条 日本開発銀行が政府の

米國対日援助見返資金特別会計及び復興金融公庫から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権並びに日本開発銀行の農林漁業者に対する貸付に係る債権で政令で定めるもの並びにこれらに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2 日本開発銀行が政府の米國対日援助見返資金特別会計から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、前項の規定により公庫が承継したときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第四十九条の二第二項の規定による同特別会計の日本開発銀行に対する貸付金のうち、公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当するものが、その承継の日において日本開発銀行から同特別会計に返済されたものとし、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が、第二十四条の規定にかかわらず、その承継の日において同特別会計から公庫に貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行が復興金融公庫から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権及び日本開発銀行が行つた農林漁業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により

公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、第二十四条及び日本開発銀行法第十八条の規定にかかわらず、その承継の日において、日本開発銀行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4 公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本開発銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利子を支払わなければならない。

5 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の米国対日援助見返資金特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

(農林中央金庫からの債権の譲受)

第三十三条 公庫は、第十八条の規定にかかわらず、農林中央金庫が行った農林漁業の生産力の維持増進に必要な資金の貸付に係る債権のうち主務大臣の指定するもの及びこれに附随する権利を譲り受けることができる。

(主務大臣)

第三十四条 この法律における主務

大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則

第三十五条 公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員が、第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第五条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第二十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第六条の規定に違反し

た者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第八項から第十一項まで及び附則第二十項の規定は、公庫の成立の時から施行する。

2 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

4 総裁が前項の事務の引継を受けただ日において、総裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

5 公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

6 農林漁業資金通法（昭和二十六年法律第五号）に基く資金の融通に關し、公庫の成立の際現に国が有する権利義務（農林漁業資金通特別会計の資金運用部及び米国対日援助見返資金特別会計からの負債を含む）は、その時に公庫が承継する。

7 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継の際における農林漁業資金通特別会計の資産の価額から負債の金額

を差し引いた額（資産及び負債の評価の方法については、第四条第二項の政令の定めるところによる。）が政府から公庫に対して出資されたものとする。

8 左に掲げる法律は、廃止する。
一 農林漁業資金通法
二 農林漁業資金通特別会計法（昭和二十六年法律第六号）

9 農林漁業資金通特別会計における昭和二十六年及び昭和二十七年の予備費の支出、決算その他会計に関する事務については、なお従前の例による。

10 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第六号を次のように改める。

六 農林漁業金融公庫を監督すること。

11 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第四条第十七号中「農林中央金庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加え、第八条第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三及び十四 削除

12 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条中「及び住宅金融公庫」を

「住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫」に改める。

13 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第五号中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫」に改める。

14 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第二号中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

15 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条中第二号ノ四及び第二号ノ五をそれぞれ第二号ノ五及び第二号ノ六とし、第二号ノ三の次に次の一号を加える。

二ノ四 農林漁業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

16 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五条中第五号ノ三を第五号ノ四とし、第五号ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ三 農林漁業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

17 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号 農林漁業金融公庫法案外一件

第二十四条第三号及び第七百四十三条第三号中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

18 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

19 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十

二号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

20 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農林漁業金融通特別会計」を削る。

別表

貸付金の種類	利率の最高償還期限	据置期間
一 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七分	十五年
二 造林に必要な資金	年七分	二十年
三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年四分五厘	二十五年
四 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年八分	十五年
五 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年七分	十五年
六 製塩施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年八分	十五年
七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年八分	十五年
八 前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年七分	十五年

農林漁業金融公庫法案に対する修正案
農林漁業金融公庫法案に対する修正

農林漁業金融公庫法案の一部を次のように修正する。

第十八条第二項の別表の第八号の償還期限の欄中「五年」を「十五年」に改める。

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

農山漁村電気導入促進法案

農山漁村電気導入促進法

(目的)

第一条 この法律は、電気が供給されていないか又は十分に供給されていない農山漁村に電気を導入して、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図ることを目的とする。

(都道府県農山漁村電気導入計画)

第二条 都道府県知事は、電気が供給されていないか又は十分に供給されていないと認められる農山漁村について、当該農山漁村にある

農業者、林業又は漁業を営む者が組織する営利を目的としない法人で政令で定めるもの(以下「農林漁業団体」という。)で当該農山漁村に電気を導入する事業を行おうとする

る者の申請により、当該農山漁村に電気を導入するための電気導入計画を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の電気導入計画には、左の事項を調査の上、省令の定めるところにより記載しなければならない。

一 当該農山漁村に電気を導入する方法

二 当該農山漁村に電気を導入するための施設の建設計画

三 前号の施設の利用計画

(全国農山漁村電気導入計画)

第三条 農林大臣は、前条の計画に基づいて、通商産業大臣と協議の上、毎年度、全国農山漁村電気導入計画を定めなければならない。

(資金の貸付)

第四条 政府は、前条の計画を実施するため、農林漁業団体に対し、農林漁業資金通法(昭和二十六年法律第五号)の定めるところにより、当該農林漁業団体が主として自己又は組合員その他これを組織する者の用に供する電気を導入するために必要とする左の各号に掲げる資金を貸し付けるものとする。

一 発電施設(これに伴う送電変電設備を含む。以下同じ。)

の造成、復旧又は取得に必要な資金

二 送電配電施設(変電受電設備を含む。以下同じ。)

の造成、復旧又は取得に必要な資金

三 電気事業者(電気及びガスに関する臨時措置に関する法律(昭和 年法律第 号)の規定によりその例によることとされた公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二条第四号に規定するものをいう。以下同じ。)に対して負担する工事負担金

(国の補助)

第五条 国は、開拓地における農林漁業団体が必要とする前条各号に掲げる資金に対して都道府県が補助を行うに要する経費に対し、毎年度、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、補助金を交付することができる。

(事業計画書の提出)

第六条 第四条の規定により資金の融通を受け又は前条の規定により補助金の交付を受けて発電施設又は送電配電施設を造成、復旧又は取得しようとする農林漁業団体は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を農林大臣に提出しなければならない。

一 第二条第二項各号の事項

二 当該事業の実施者

三 当該施設による受益範囲

四 当該施設の利用上必要となる電気の供給又は発生した電気の託送若しくは売買に関する事項
五 その他省令で定める事項
(農林大臣の指導)

第七条 農林大臣は、第四条の規定により資金の融通を受け、又は第五条の規定により補助金の交付を受けて発電施設又は送電配電施設を造成、復旧若しくは取得しようとする農林漁業団体に對し、当該施設の建設に關し、当該施設を造成、復旧又は取得したこれらの農林漁業団体に對しては当該施設の維持、管理又は利用に關し、省令の定めるところにより、必要な事項について指導しなければならぬ。

(都道府県その他の団体の指導)
第八条 農林大臣は、前条の指導の事務を、都道府県その他の法人で省令で定めるものに行わせることができる。

2 政府は、毎年度、予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に對しては第二條第二項の調査を行うために必要な経費の一部を、前項の規定により同項の事務を行う者に対しては当該事務を行うために必要な経費の一部を補助することができる。

(電気事業者との協議等)

第九条 農林漁業団体に當該農山漁

村に電気を導入する事業を行おうとする者は、その造成、復旧若しくは取得しようとする発電施設又は送電配電施設の利用上必要な電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買について、電気事業者者に協議を求めることができる。

2 前項に規定する協議がとれないときは、当該農林漁業団体は、当該事業の公益性及び緊急性について農林大臣の認定を受けた上、政令の定めるところにより、通商産業大臣に裁定を求めることができる。但し、認定を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

3 裁定は、公開による聴聞会を開いて当事者及び利害関係人の意見をきいて、前項の申請があつた日から百二十日以内になされなければならない。

4 通商産業大臣は、裁定にあつては、左に掲げる基準によつてしなければならない。

一 電気の供給については、当該農林漁業団体が真に必要とする最低量をこえず、発生した電気の託送又は売買については、当該施設を維持するため真にやむを得ない程度をこえないこと。

二 電気事業者の電気の供給、設備、經理その他の事情を考慮

し、一般需要者及び電気事業者に不当な負担を課さないこと。
5 裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

6 通商産業大臣は、裁定の効力に期限を附することができる。

7 通商産業大臣は、裁定をしようとするときは、農林大臣に協議しなければならない。

8 第二項の裁定の通知が当事者になされたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議がとれないときは、農林大臣に協議しなければならない。

9 裁定の後において、事情の変更その他新たな事由が生じたときは、当事者の一方は協議の内容の変更又は解除について、通商産業大臣に裁定を求め、第三項から前項までの規定を準用する。

(対価等の不服の訴)

第十条 前条第二項若しくは第九項の裁定において定める電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買の対価又は料金の額に不服がある当事者は、同条第八項の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、裁定の際の他の一方の当事者又はその承継人を被告とする。

(土地改良事業との調整)

第十一条 政府は、この法律の目的を達成するため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により施行される土地改良事業が、かんがい排水施設(えん堤及び水路をいう)を伴う場合において、当該土地改良事業と発電事業との調整、必要な資金の確保等発電水力の開発について、適切な措置を講じなければならない。

第三条第一項の表中

「六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金」
年 八 分 年 七 分 十 五 年 一 年

「六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金」
イ 農山漁村電気導入促進法(昭和四年法律第 号) 第四
年 六 分 五 厘 年 五 分 五 厘 二 十 五 年 三 年 一 年

改め、同条第二項中「耕土培養事業に係るもの」の下に「農山漁村電気導入促進法による補助事業に係るもの」を加える。

5 政府は、農山漁村電気導入促進法施行の際、現に第二條第六号の規定により同法第四條各号に掲げ

(電気及びガスに関する臨時措置に関する法律との関係)
第十二条 この法律は、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の適用を排除するものではない。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業資金融通法の一部を次のように改正する。

農山漁村電気導入促進法案(松田鐵藏君外六十二名提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案

〔坂田英一君登壇〕

○坂田英一君 たゞいま議題となりま
した農林漁業金融公庫法案並びに農山
漁村電気導入促進法案に關しまして、
農林委員会におきまして審議の経過並
びに結果の概要を御報告申し上げま
す。

まず、野原正勝君外五十六名提出、
農林漁業金融公庫法案に關しまして御
報告いたします。

現下における内外諸般の情勢よりい
たしまして、農林漁業生産の基盤を拡
充強化し、もつて食糧自給、経済自立
の早急な達成をはかることが要請され
ておりますが、これがために農林漁
業に對します長期低利の資金の供給
を目的として、昨年農林漁業金融通
特別会計が設置され、昭和二十六年
度百二十億圓、昭和二十七年二百億圓
の資金をもつて、土地改良、造林、共
同利用施設等に對しまして貸付業務を
行つて来ておりますことは、すでに御
承知の通りであります。しかし、今後
食糧増産計画の積極的推進に伴いまし
て、資金の規模はますます拡大せられ
る趨勢にありますが、このたび農林
漁業の特質に關連して、この特別会計
のあり方について再検討を加えられた
結果、貸付業務と特別会計の機構、人
員との關係、財政法との關係等より
いたしまして、この際この融資を目的
とする恒久的な独自の政府機関として
新たに農林漁業金融公庫を設置する必

要があるとの結論に達し、ここに本法
案を提出せられたのであります。

法案の内容を簡単に御説明いたしま
すと、公庫はいくまでもなく特殊法人
でありまして、その資本金は全額政府
出資とし、特別会計よりの承継資金を
これに充当することとされております
す。融資対象はおおむね従来通りであ
りますが、災害復旧に對しては、個人
融資をも新たに取上げられておるので
あります。貸付の事務については、こ
れまた従来通り、貸付決定以外は農林
中金その他の金融機関に委託し得るよ
うに相なつております。貸付利率、償
還期限及びすえ置き期間の限度もま
た、おおむね現行通りであります。

法案の内容は大体以上のごとくであ
りますが、去る十五日提案せられまし
て以来、数回に及んで會議を開き、提
案者並びに政府委員に對して質疑を行
い、また農林中金、組合金融協會より
参考人を招致して意見を聞き、また大
蔵委員会との連合審査會を開いて協
議を行つ等、本法の農林漁業金融に与え
る重大性にかんがみ、系統金融制度の
根本問題から、公庫の組織、機能、農
林中金との業務上の關連性、現下農業
金融の梗塞打開方策等、万般の問題に
わたり熱心な議論が続けられました。
その間、連合審査の結果に基いて、大
蔵委員会よりは、公庫の従たる事務所
を置かないようにすること、災害復旧

に對する融資の償還期限を五年から十
五年に延長する等の修正意見が申し出
られたのであります。

かくして、本日の委員会において、
自由党の原健三郎君より、大蔵委員会
の申出の趣旨に沿ひ、災害復旧に對す
る融資の償還期限を十年間延長する点
を取上げた修正案、並びに社会党足鹿
委員より次の附帶決議案が提出せられ
たのであります。すなわち

政府は、本法施行に際し、次の措
置を講ずべきものと認める。

- 一、主務大臣は、事業内容の健全
な信用農業協同組合連合會につ
いては、これを農林漁業金融公
庫の受託金融機関となり得るよ
う、農林漁業金融公庫法第十九
条第一項並びに農業協同組合法
第十条第六項の規定に従ひ、必
要の措置を講ずること。
- 二、第三条第二項の従たる事務所
は、当分の間これを設置せざる
こと。

というのであります。

討論を省略いたしましたして、以上の修
正案、修正部分を除く原案並びに附帶
決議案を次に採決いたしましたことこ
ろ、いづれも全員の賛成をもつて可決
すべきものと決した次第であります。
次に、松田鐵藏君外六十二名提出、
農山漁村電気導入促進法案について御
報告申し上げます。

現代文明の恩恵に浴することのでき
ない、いわゆる未点燈部落というもの
がまだに二十万戸もあり、また動力
線の引込みがないために農林漁業生産
の増強に致命的な欠陥を有する農山漁
家の数も全国的には少からず存在する
等の事実にかんがみまして、この事態
を改善する目的をもつて本法案を提出
されたのであります。

法案に盛りられておる主要なる内容

は、第一点、都道府県知事並びに農林
大臣に對し電気導入計画の策定を命
じたこと。第二点、この計画に基い
て、従来も農林漁業長期融資から融通
して参つた小水力または小火力の発電
施設に對する融資を一層積極的に推進
し、さらに送配電施設並びに工事負担
金に對しても今後融資すること。第三
点、開拓農協に對する電気導入設備に
對して補助金を交付すること。第四
点、農林漁業団体が送配電施設ないし
は発電施設を建設し利用する場合に、
既存電力会社との間に電気の供給、託
送、売買等に關連して発生する交渉を
行わしめずするために協議裁定の道を
設けたこと等であります。

本案は、十二月十五日、松田君より
提案理由の説明を受け、本日質疑を行
つたのであります。簡単な質問の後
これを打ち切り、討論を省略して採決
いたしましたところ、これまた全員の賛
成をもつてこれを可決いたしました次第
であります。

以上をもつて二案に關する御報告を
終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 両案を一括し
て採決いたします。農林漁業金融公庫
法案の委員長報告は修正でありまし
て、農山漁村電気導入促進法案の委員
長報告は可決であります。両案は委員
長報告の通り決するに御異議ありませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて両案は委員長報告の
通り決しました。

電気及びガスに關する臨時措置に
關する法律案(内閣提出)

○久野忠治君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、内閣
提出、電気及びガスに關する臨時措置
に關する法律案を議題となし、この際
委員長長の報告を求め、その審議を進め
られんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 久野君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

電気及びガスに關する臨時措置に關
する法律案を議題といたします。委員
長の報告を求めます。通商産業委員会
理事小金義昭君。

電気及びガスに関する臨時措置に
関する法律案

電気及びガスに関する臨時措置
に関する法律

電気事業及びガス事業、電気及び
ガスの供給、電気の使用制限、発電
水力、電気用品並びに電気及びガス
に関する施設に関しては、これらの
事項に関して規定する法律が制定施
行されるまでの間は、昭和二十七年
十月二十四日に効力を有していた旧
公益事業令（昭和二十五年政令第三
百四十三号。罰則を含む。）並びに旧
電気事業再編成令（昭和二十五年政
令第三百四十二号）第六條第二項並
びに附則第十二項及び第十六項の規
定の例による。但し、他の法令の規
定の適用を妨げない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 通商産業大臣がこの法律の施行
の際この法律の規定に基き旧公益
事業令の規定の例により命令を制
定する場合において、その命令の
内容が旧公益事業令に基き命令で
昭和二十七年十月二十四日に効力
を有していたものの内容と同一で
あるときは、旧公益事業令第六十
條第一項第一号の規定にかかわ
らず、聴聞を行うことを要しな
い。

3 この法律の規定に基き旧公益事
業令の規定の例により許可又は認
可を受けるべき事項について、昭
和二十七年十月二十四日に同令の
規定による許可又は認可を受けて
いた者は、その事項について、こ
の法律の施行の日に、この法律の
規定に基き旧公益事業令の規定の
例により許可又は認可を受けたも
のとみなす。

4 前二項に定めるものを除く外、
この法律の施行に伴い必要な経
過的措置は、政令で定める。

5 通商産業省設置法（昭和二十
七年法律第二百七十五号）の一部を
次のように改正する。
第二十五條第一項の表中電気事
業主任技術者資格検定審議会の項
の次に次のように加える。

電気及びガ ス関係法令 改正審議会 調査審議す ること。	電気及びガ スに関する 重要事項を 調査審議す ること。
--	--

6 昭和二十二年法律第五十四号私
的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の適用除外等に関す
る法律（昭和二十二年法律第三
十八号）の一部を次のように改正
する。
第一條第九号を次のように改め
る。

九 電気及びガスに関する臨時
措置に関する法律（昭和二十
七年法律第 号）の規定に
よりその例によるものとされ
た旧公益事業令（昭和二十
五年政令第三百四十三号）第四
十四條、第四十五條、第五十
四條及び第五十五條

7 事業者団体法（昭和二十三年法
律第九十一号）の一部を次のよ
うに改正する。
第七條に次の一号を加える。
八 電気及びガスに関する臨時
措置に関する法律（昭和二十
七年法律第 号）の規定に
よりその例によるものとされ
た旧公益事業令（昭和二十
五年政令第三百四十三号）第四
十四條、第四十五條、第五十
四條及び第五十五條

8 道路法（昭和二十七年法律第百
八十号）の施行の日以後は、道路
法施行法（昭和二十七年法律第百
八十一号）第十六條の規定は、こ
の法律の規定によりその例による
ものとされた旧公益事業令第七
十五條第四項及び同條第五項第二
号の就替規定を定めたものとみな
す。

9 他の法令中「公益事業令」とある
のは、「電気及びガスに関する臨
時措置に関する法律の規定により
その例によるものとされた旧公益
事業令」と読み替えるものとす
る。

「最終号の附録に掲載」
「小金義照君登壇」
○小金義照君 ただいま議題となりま
した電気及びガスに関する臨時措置に
関する法律案につき、通商産業委員会
の審議の経過並びに結果について概要
を御報告申し上げます。
電気及びガスに関しては、すでに御
承知の通り、ポツダム政令によつて制
定された公益事業令及び電気事業再編
成令がありましたが、講和条約の発効
により、去る十月二十四日限りで失効
いたしております。従つて、現在は電
気及びガスに関しこれを規制する法規
が空白状態となつており、不測の混乱
または無用の摩擦が起きて、何ら法
的根拠に基き措置がとり得ない状態に
あるのであります。ここにおいて、政
府は、恒久法の成立に至るまでの暫定
措置として、失効前の旧公益事業令の
全部及び電気事業再編成令の必要部分
と同一の内容を持つ法的規範を臨時に
制定せんとするものであります。

本法案は、十一月七日当委員会に付
託され、同月十一日政府委員より提案
理由の説明を聴取し、以来数次にわた
り委員会を開き、慎重なる質疑が行わ
れたのであります。さらに、本法案に
関連して、電産、炭労の両ストライキ
問題、只見川水利権変更問題等、多岐
にわたる熱心なる質疑応答が行われた
のであります。詳細は会議録を御参
照願いたします。

続いて、十二月二十日、質疑を打ち
切り、ただちに討論に入り、自由党を代
表して小金義照より、改進黨を代表し
て山手満男より、日本社会党を代表
して今澄勇君並びに永井勝次郎君よ
り、また無所属倶楽部を代表して木下
重範君より、それ〴〵適切な希望を強
く開陳せられて、いずれも本案に賛意
を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、本
委員会としては全会一致をもつて原案
の通り可決いたしました次第であります。
以上御報告申し上げます。（拍手）
○副議長（岩本信行君） 採決いたしま
す。本案の委員長の報告は可決であり
ます。本案を委員長報告の通り決する
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長（岩本信行君） 起立多数。よ
つて本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

電話設備費負担臨時措置法の一部
を改正する法律案（内閣提出）
○久野忠治君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、内閣提
出、電話設備費負担臨時措置法の一部を

改正する法律案を議題となし、この際委員長は報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事中村梅吉君。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律

電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「支払わなければならない。」を「支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類(政令で定めるものを除く。)ごとに六万円以内において政令で定める額の債券(日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十二条第一項の規定により発行する電信電話債券であつて、郵政省令で定めるものをいう。以下同じ。)を引き受けなければならない。」に改め、同条第二項中「支払」の下に「又は債券の引受」を加える。

第二条中「同項の規定による支払をした者又はその承継人」を「加入契約が効力を失つた際における加入者」に改める。

第三条第一項中「支払わなければならない。」を「支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類(政令で定めるものを除く。)ごとに四万円以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。」に改め、同条第二項中「支払」の下に「又は債券の引受」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。
(債券引受の免除)

第六条の二 日本電信電話公社は、公益上必要がある場合その他郵政大臣が定める事由がある場合において、郵政大臣の認可を受けたときは、第一条第一項の加入申込をした者又は第三条第一項の加入者に対し、これらの規定による債券の引受を免除することができる。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して一月をこえない期間内において、政令で定める。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(中村梅吉君登壇)

○中村梅吉君 ただいま議題となりました電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に關しまして、電気通信委員会における審議経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本法律案は、去る十二月十一日内閣提出にかかるとありまして、その提案理由といたしますところは、電話に對する現下の熾烈な要望にこたへまして、電話拡張資金をできるだけ増加し、急速に電話設備の拡張をはかるために、從來認められておりました拡張資金のほかに、臨時的措置として、新たに利用者負担の方法による電信電話債券の特殊引受の道を開くことといたしまして、電話設備費負担臨時措置法の一部を改正して、これがために必要な規定を加へようとするものであります。

次に、本法律案につき主要の点を申し上げますれば、電話の加入申込者に対しまして、電話取扱局の級別に従ひ、六万円以内において政令で定める額の債券を引受けさせること、また戦災電話の復旧工事を完了したときは、その加入者に対して、電話取扱局の級別に従ひ、四万円以内において政令で定める額の債券を引受けさせることといたしております。なお、公益上必要のある場合、その他郵政大臣が定める特別の事由がある場合には、この債券の引受を免除することができることとしたしております。しかして、これが施行期日は、公布の日から一月以内において、政令をもつて定めることになつておるのであります。

電気通信委員会におきましては、去る十二月十一日、本法律案の付託を受けて、次回にわたつて会議を開き、郵政大臣より提案理由の説明を聴取し、政府及び日本電信電話公社の当局に對して質疑を行い、慎重審議を遂げたのであります。質疑の内容といたしましては、電話需給の現状から、将来の拡充計画、未開通積滞数と加入電話の市価の問題、募債予定額の消化と電話級別の債券引受額との関係、電話拡張資金の財源としての資金運用部資金運用状況及び外資導入の見通し、債券引受免除の予定範囲等の諸点、その他広汎多岐にわたつたのであります。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくして、委員会は本日質疑を打ち切りました。ただちに討論に入つたのであります。討論に際し、自由党を代表して不肖私、改進黨を代表して有田喜一君、日本社会党兩派を代表して松前重義君、原茂君の諸氏が討論を行いました。いずれも本案に賛成の意見を述べられたのであります。各党委員の討論のうち、共通の意見として特に二、三あげておきたいと思ひますのは、電話拡張が焦眉の急を告げる今日、建設資

金の一部を利用者に負担せしむるといふことは、やむを得ない措置とは認められるのであります。電話建設資金の調達源としては資金運用部の資金を主たる財源とすべきものであつて、これを利用者引受に求めることは、あくまで変則的措置であるから、すみやかに常道に帰るよう努力すること、利用者の債券引受額は、法律の範囲内において、電話局の級別に従ひ政令の定めるところによることになつてはいるが、地方の実情にかんがみ、五級局以下の局においては債券の引受を要しないこととする、本法律案の実施に伴つて、公社の電話架設計画が都市偏重の弊に陥らないように注意すること、以上三点を強く要望されたのであります。

委員会は、次いで採決を行い、全員一致をもつて本法律案を可決いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
(水産委員長提出)

○久野忠治君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、水産委員長提出、オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。提出者の趣旨説明を許します。水産委員長福永一臣君。

オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、漁業者又は水産業協同組合が昭和二十七年十月のオホーツク海暴風浪又は昭和二十七年十一月のカムチャツカ沖地震によつてその所有する漁船、漁具、水産動植物の養殖施設又は政令で定める漁業共同利用施設(以下「漁業施設」という。))について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二条 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。))がオホーツク海暴風浪又はカムチャツカ沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失の全部又は一部を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、十三億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三条 前条第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。))の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前条第一項の規定による契約に

基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同条同項の融資(以下「融資」という。))の都道府県ごとの総額の百分の三十に相当する金額とする。但し、都道府県が融資機関と当該融資機関の当該都道府県の区域内においてした融資につき当該融資機関が受けた損失を当該融資の総額の百分の三十を下らない額を限度として補償す

べき旨の契約を結んだときは、百分の五十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四条 第二条第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年五分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五条 第二条第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年五分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員又は会員に対してする貸付)

第六条 水産業協同組合がその組合員又は会員の漁業施設の復旧のために融資機関から融資を受けた資金をその組合員又は会員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七条 融資機関は、第二条第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による

損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失の、ん補に充當し、なお残額があるときは、政府(都道府県が損失補償をした場合は当該都道府県を含む。以下本項において同じ。))から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を、政令の定めるところにより、政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第八条 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二条第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号 保安庁法の一部を改正する法律案

(施行規定)

第九条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔福永一臣君登壇〕

○福永一臣君 たいだいま議題となりましてオホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法案について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、本案の要旨を簡単に御説明いたします。去る十月二十三日のオホーツク海における暴風浪及び十一月五日カムチャツカ沖に発生した地震により起きた津波によつて、漁船、漁具、養殖施設及び共同利用施設が受けた損害の復旧を円滑にするため、損失補償及び利子補給を行うことを目的としたものであります。農林中央金庫その他融資機関が漁業者による復旧資金を融通するときは、たとひ償還期限を経過してもなお返済されない場合に於ては、政府が損失補償をすると同時に、融資について利子補給をするという契約を金融機関と結ぶことができるようにしたものであります。すなわち、昭和

和二十九年三月三十一日までに融資契約がなされ、その後五箇年以内の償還期限のものについては、融資総額十三億円を限度として、五分の利子補給及び融資総額の三割の損失補償を政府が行うこととするものであります。なお、都道府県においても、損失補償の道を設け、融資総額の三割を下らない額を限度として補償する契約をしたときは、特に政府は五割の損失補償をすることに於ております。

御承知の通り、今回災害を受けた地方の漁民は、本年三月に十勝沖の地震によつて非常なる損害を受け、今回と同様の措置によつてその復旧をはかつて参つた次第であります。その途上において、再度この被害をこうむつたわけであり。このように一年間に二度の災害を受け、その復旧には一層困難が伴う關係上、あるいは前回における融資状況等を勘案して、今回は損失補償においては三割を五割とする道を開き、利子補給にあつては、四分を五分にそれ、引上げ、これによつて災害復旧を促進して漁業者の生活の安定に資したいと考える次第であります。

本案の起草については、去る十一月十一日の委員会において、災害補償の小委員会にて検討を進めることに決定

し、その後同小委員会においては数回にわたつて小委員会を開き、鋭意検討し、熱心に協議を重ねて参つたのであります。本日の小委員会において、以上御説明いたしました通りの結論に達したので、これが委員会に報告があり、その後引き続き開かれた委員会においても、全会一致をもつて小委員会案の通りの成案の決定を見たのであります。よつて本案は委員会提出の法律案として議院に提出することに全員の賛成を得て決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。
保安庁法の一部を改正する法律案
(栗山長次郎君外十一名提出)
○久野忠治君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、栗山長次郎君外十一名提出、保安庁法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 久野君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長船田中君。

保安庁法の一部を改正する法律案
保安庁法の一部を改正する法律案
保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条中「船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定は、」の下に「第二十七条の規定並びに第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に關する部分を除き、」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。
(警備隊の使用する船舶について)の技術上の基準等)
第八十八条の二 長官は、警備隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な

技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。
第八十九条に次の一項を加える。

4 長官は、無線通信の良好な運行を確保するため、保安隊及び警備隊の使用する移動無線局の開設及び検査並びに当該移動無線局で無線通信に従事する者に關し必要な基準を定めなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
保安庁法の一部を改正する法律案
(栗山長次郎君外十一名提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔船田中君登壇〕
○船田中君 たいだいま議題となりまして保安庁法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案の要旨を簡単に申し上げます。保安庁法においては船舶安全法並びに電波法の一部の適用を除外してゐるのであります。今回日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定の審議にあつて、この適用除外が海上における人命のための国際条約及び国際電気通信条約、同附属無線通信規則に

違反するのではないかということが論議されたのであります。これについての政府の見解は、人命安全条約は原則として国際航海に従事する船舶に適用されるものであり、また船舶安全法はこの条約に定める以外の事項をも規定しており、警備隊の船舶のごとく、国家機関に所属し、沿岸及び近海における海上警備に従事する船舶に対しては、船舶安全法をそのまま適用することは不適当であるので、その適用を除外することとし、同条約のうち、警備隊の船舶にも適用ある航海の安全に関する部分については、これを履行するため必要な行政的措置を講じ、条約遵守上遺憾なきを期するものであり、また移動無線局について電波法の一部を適用除外しているのも同様の趣旨であるというのであります。しかし、船舶貸借協定の審議にあつて前述のような疑義を生ずるに至りましたので、この疑義を一掃するため、本案は保安庁法の関係規定を改正し、これに関する必要な規定を整備しようとするものであります。すなわち、船舶安全法中、船舶の衝突予防及び航行上の危険防止に関する規定は警備隊の船舶にも適用するとともに、船舶及び移動無線局に

ついて長官が必要な基準を定めなければならぬこととしたしてあるのであります。

本案は、十二月十五日、本委員会に付託され、提案者の説明を聞き、質疑を行い、借受け船舶の性格、用途その他について種々論議されましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本日討論採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

明後二十一日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時六分散会

出席國務大臣

外務大臣

岡崎 勝男君

通商産業大臣 小笠原三九郎君

郵政大臣 高瀬莊太郎君

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

外務事務官(外務大臣官房審議室勤務) 中村 茂君

農林政務次官 松浦 東介君

朗読を省略した報告

一、去る十八日大野議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

内閣総理大臣 村田八千穂
官房賞勳部長

一、吉田内閣総理大臣から大野議長宛、去る十八日議長において承認した村田八千穂を同日政府委員に任命した旨、及び同日外務省アジア局長倭島英二の政府委員を免じた通知を受領した。

一、昨十九日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

母子福祉資金の貸付等に関する法律

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

一、去る十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

郵政委員会

理事 土井 直作君(理事井伊誠一君去る四日委員辞任につきその補欠)

労働委員会

理事 山村新治郎君(理事山村新治郎君去る十五日委員辞任につきその補欠)

理事 吉武 恵市君(理事吉武恵市君去る十七日委員辞任につきその補欠)

一、去る十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

阿左美廣治君 麻生太賀吉君

吉武 恵市君

法務委員

久野 忠治君 佐治 誠吉君

風見 章君 大村 清一君

島村 一郎君

大蔵委員

大村 清一君 島村 一郎君

久野 忠治君 佐治 誠吉君

風見 章君 大村 清一君

島村 一郎君

大蔵委員

大村 清一君 島村 一郎君

久野 忠治君 佐治 誠吉君

水産委員

椎熊 三郎君

通商産業委員

運輸委員

郵政委員

伊東 岩男君

鈴木茂三郎君

電気通信委員

労働委員

青木 孝義君

木村 公平君

一、昨十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

佐藤善一郎君

前尾繁三郎君

法務委員

大蔵委員

小山 長規君

通商産業委員

田中織之進君

運輸委員

大橋 武夫君

松原喜之次君

郵政委員

犬養 健君

大野 市郎君

小平 久雄君

前田 米藏君

岡田 勢一君

松前 重義君

井手 以誠君

木下 重範君

愛野時一郎君

細野三千雄君

松前 重義君

木村 公平君

鈴木 直人君

木下 重範君

中田 政美君

風見 章君

橋 兼次郎君

岩本 信行君

岡野 清豪君

永野 護君

三木 武吉君

土井 直作君

伊藤 好道君

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号 議長の報告

電気通信委員

松井 政吉君

労働委員

春日 一幸君

建設委員

高木 松吉君

経済安定委員

田中 角榮君

小川 平二君

川崎 秀二君

予算委員

塚田十一郎君

一、去る十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員

木村 公平君

福永 健司君

青木 孝義君

法務委員

島村 一郎君

木下 重範君

佐治 誠吉君

久野 忠治君

大村 清一君

大蔵委員

佐治 誠吉君

島村 一郎君

久野 忠治君

水産委員

大村 清一君

愛野時一郎君

鈴木茂三郎君

通商産業委員

風見 章君

運輸委員

伊東 岩男君

郵政委員

伊東 岩男君

建設委員

伊東 岩男君

郵政委員

伊東 岩男君

建設委員

伊東 岩男君

建設委員

伊東 岩男君

建設委員

伊東 岩男君

建設委員

伊東 岩男君

一、昨十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

永野 護君

岡野 清豪君

前田 米藏君

法務委員

風見 章君

大蔵委員

三木 武吉君

通商産業委員

犬養 健君

松原喜之次君

木下 重範君

運輸委員

岩本 信行君

田中織之進君

伊藤 好道君

郵政委員

中田 政美君

田中 角榮君

前尾繁三郎君

高木 松吉君

佐藤善一郎君

鈴木 直人君

小山 長規君

川崎 秀二君

春日 一幸君

松井 政吉君

橋 兼次郎君

電気通信委員

松前 重義君

労働委員

土井 直作君

建設委員

小平 久雄君

経済安定委員

大野 市郎君

塚田十一郎君

岡田 勢一君

予算委員

小川 平二君

一、去る十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案(北村徳太郎君外一名提出)

法律案(北村徳太郎君外一名提出)

簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案(北村徳太郎君外一名提出)

一、去る十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

一、去る十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

昭和三十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案

一、昨十九日議員から提出した議案は次の通りである。

日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤次郎君外五名提出)

一、去る十六日議員から提出した動議は次の通りである。

昭和二十七年特別会計予算補正(特第一号)及び昭和二十七年政府関係機関予算補正(機第一号)の撤回を求める動議(北村徳太郎君外十二名提出)

一、去る十七日議員から提出した修正動議は次の通りである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国有鉄道に関する件)委員長報告に対する修正動議(石田一松君外十一名提出)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(専売公社に関する件)委員長報告に対する修正動議(森山欽司君外十一名提出)

一、昨十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤次郎君外五名提出)

大蔵委員会 付託

一、昨十九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

母子福祉資金の貸付等に関する法律案

一、昨十九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

一、今二十日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(水産委員長提出)

海外移民促進に関する決議案(今村忠助君外百三十一名提出)

一、今二十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

海外移民促進に関する決議案

今村忠助君外百三十一名

一、去る十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

青少年教育保存統に関する質問主意書(長谷川四郎君提出)

一、昨十九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
 青年教育振興に関する質問主意書
 (中曾根康弘君提出)
 教育職員給与体系の改正に関する質問主意書(長谷川四郎君提出)

衆議院会議録第十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

一四 五 末 三百三十四億 三百八十億

一四 〇 〇 五 撤回 撤回

一五 四 七 と事実 を事実
一七 二 二 だけでも だけでも

衆議院会議録第十五号中正誤

頁 段 行 誤 正

一七 二 二 二百八名 十一名

〇 三 二 のうと のうち

〇 四 三 貴重なる 貴重なる

一七 五 二 八 まするは まするに

〇 〇 九 り委員 る委員

〇 〇 三 出力能力 出力能力

〇 〇 五 末 八 二百八名 十一名

〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和二十七年十二月二十日 衆議院會議録第十七号